第4章 資料

策定経過(推進会議·審議会等)

実施日	活動	内 容
令和2年 1月11日(土) ~1月28日(火)	令和元年度 男女平等・男女共 同参画に関する多摩市民意識 及び実態調査	多摩市内在住の満 18 歳以上の男女 1,500 人(住 民基本台帳を基に性別を層化、等間隔無作為抽 出)を対象に実施
令和2年 2月3日(月) ~2月13日(木)	令和元年度 男女平等・男女共 同参画に関する多摩市職員意 識及び実態調査	多摩市に勤務する常勤職員 926 人を対象に実施
令和2年 7月2日(木)	第1回多摩市女と男がともに 生きる行動計画推進会議	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」策定方針(案)について
令和2年 7月21日(火) ·22日(水)	市民ワークショップ「みんなで 考えよう〜多摩市のこれから の男女平等について」	「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」 基本目標について意見交換
令和2年 8月3日(月)	第1回多摩市男女平等参画推 進審議会	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」基本目標(案)について
令和2年 8月18日(火)	第2回多摩市女と男がともに 生きる行動計画推進会議	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」基本目標(案)について
令和2年 10月2日(金) ~10月19日(月)	第2回多摩市男女平等参画推進審議会	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」計画の骨子案及び体系案について
令和2年 10月6日(火)	第1回多摩市DV防止及び被 害者保護に関する庁内関係所 管会議	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」に位置付ける事業について
令和2年 10月27日(火)	第4回多摩市女と男がともに 生きる行動計画推進会議	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」の計画の体系案及び計画書の構成案(骨子 案)について
令和2年 11月18日(水)	第1回多摩市DV防止及び被 害者保護に関する連絡会	議題:市の今後の取組について
令和2年 11月18日(水) ~11月30日(月)	「第4次多摩市女と男がとも に生きる行動計画」に位置付け る取組事業照会	「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」 に位置付ける取組事業について各課に照会
令和2年 11月26日(木) ~12月11日(金)	第 28 回多摩市次世代育成支援 対策及び女性活躍推進委員会	「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画」 に位置付ける取組事業について照会
令和2年 12月17日(木)	第4回多摩市男女平等参画推進審議会	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」素案(取組事業)について
令和3年 1月8日(金)	第5回多摩市女と男がともに 生きる行動計画推進会議	議題:「第4次多摩市女と男がともに生きる行動 計画」の素案について
令和3年 1月21日(木)	「第4次多摩市女と男がとも に生きる行動計画(素案)」に関	「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画 (素案)」に関する市民意見を募集(提出者 11 名、 意見数 28 件)
~2月5日(金)	するパブリックコメント	TAMA女性センター市民運営委員会及びTA MA女性センター登録団体に周知

[※]第3回多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議及び第3回多摩市男女平等参画推進審議会は、第4次行動計画 策定に関する議題ではなかったため記載しておりません。

2 多摩市男女平等参画推進審議会 名簿

役職	選出分野等	委員名	所属等
会 長		広岡 守穂	中央大学法学部教授
副会長	副会長	木本 喜美子	一橋大学大学院社会学研究科・ 社会学部名誉教授
		神子島 健	東京工科大学教養学環准教授
	学識経験者	神山 直子	東京純心大学現代文化学部 こども文化学科講師
委員		堤 香苗	株式会社キャリア・マム 代表取締役
		真野 文惠	弁護士 (東京三弁護士会多摩支部推薦)
	公募による市民	岡村 隆広	公募市民委員
	公券による印氏	藤江 美也子	公募市民委員

3 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議 名簿

	役職名	氏 名	
会 長	副市長	浦野 卓男	
副会長	くらしと文化部長	須田 雄次郎	
	議会事務局長	中島 宰	
	企画政策部長	藤浪 裕永	
	総務部長	渡邊 眞行	
	市民経済部長	鈴木 誠	
	子ども青少年部長	本多 剛史	
委 員	健康福祉部長	小野澤 史	
	都市整備部長	佐藤 稔	
	環境部長	鈴木 隆史	
	教育部長	鈴木 恭智	
	教育部参事(教育指導課長事務取扱)	細谷 俊太郎	
	監査委員事務局長	伊野 元康	
設置要綱第5条	副市長	田代 純子	
に基づく出席者	健幸まちづくり政策監	倉吉 紘子	

[※]多摩市女と男がともに生きる行動計画推進会議設置要綱第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

² 会長は、必要に応じ第3条で定める者以外の者を推進会議に出席させることができる。

関連用語

行	用語	解説	頁
	アウティング	他人が本人の同意なく、その人の性的指向や性自認 (SOGI)を暴露する行為のこと。	34
あ 行	M字カーブ	女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くこと。近年、M字の谷の部分が浅くなってきている。	51
か 行	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	3, 15, 31 33, 36, 37 48, 51, 53 55, 63, 67 90
	JKビジネス	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの 18 歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題のこと。	7,77
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。	3, 4, 15 63, 74, 83
さ行	ジェンダー平等(意識)	社会的・文化的に形成された性別がすべての人にとって平等であるという意識のこと。	4, 12, 15 22, 31, 36 37, 38, 55 90
	持続可能な開発目標(SDGs)	平成 27 (2015) 年 9 月に国連で採択された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) を設定している。	3, 4, 12 19
	ストーカー	特定の相手に執拗につきまとう人のこと。	6, 17, 18 20, 21, 26 74, 77, 78 79

行	用語	解説	頁
さ行	性的指向・性自認(SOGI)	性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。	3, 7, 15 17, 21, 22 23, 26, 34 37, 38, 45 47, 78, 80
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動より、個人の生活の環境を害することや不利益を与えること。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。	17, 18, 21 74, 77, 78 79
	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。	7, 59, 67 70
	ソーシャル・ネットワー キング・サービス(SN S)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット 上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサ ービスのこと。	3, 6, 17 22, 27, 36 37, 65, 71 77, 78, 90
	デートDV	配偶者への暴力(DV)に対し、恋人同士など親密な若い 男女間で起こる女性への暴力に着目した造語のこと。	17,71,74
た 行	DV (ドメスティック・バイ オレンス)	「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。	3, 6, 7 13, 17, 26 63, 71, 73 74, 75, 76 90
	テレワーク	情報通信技術(ICT = Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔 軟な働き方のこと。	16,53
	トランスジェンダー	出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人のこ と。	34

行	用語	解説	頁
は行	(仮称)パートナーシッ プ制度	一方または双方が性的マイノリティである二人の関係 を自治体がパートナーとして証明する制度のこと。法 的効力はないが、自治体独自の証明書を発行すること で、民法上の婚姻関係にある者と同等のサービスを受 けられるなど一定の効力が期待できる。	47
	配偶者暴力相談支援センター(機能)	配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設のこと。なお、配偶者暴力防止法第2章第3条2項において、「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。」と定められている。	
	パワーハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係 などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を 超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または、職場環 境を悪化させる行為のこと。	5
	フレックスタイム制	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決め ることによって、生活と業務との調和を図りながら効 率的に働くことができる制度のこと。	16
ら行	リプロダクティブ・ヘル ス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと。	17, 21, 81 83, 84

世界の動き 日本の動き 多摩市の動き

年	世界	国 東京都	多摩市
1975 (昭 50)	国連婦人年 国際婦人年世界会議(第1回世界	「育児休業法(女子教職員、看護婦、保母等対象)」制定	
	女性会議)(メキシコシティ)「世界 行動計画」採択	国が「婦人問題企画推進本部」設 置	
		国が「婦人問題企画推進会議」設 置	
		国が「婦人問題担当室」設置 都議会「婦人の社会的地位向上に	
		関する決議」採択 第1回日本婦人問題会議開催	
1976 (昭 51)	国連婦人の10年	都が「都民生活局婦人計画課」設 置	
1977 (昭 52)		国が「国内行動計画」策定 都が「東京都婦人相談センター」開	
		設 国が「国立婦人教育会館」設置	
1978 (昭 53)		都が「婦人問題解決のための東京 都行動計画」策定	
1979 (昭 54)	国連総会「女子に対するあらゆる 形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」採択	都が「東京都婦人情報センター」開 設	
1980 (昭 55)	「国連婦人の 10 年」中間年世界会 議(第2回世界女性会議)(コペンハ	「民法及び家事審判法」改正(配偶 者法定相続分改訂等)	
	ーゲン)同会議中女子差別撤廃条 約署名式(日本を含む 57 か国)	都が「職場における男女差別苦情 処理委員会」設置	
		「女子に対するあらゆる形態の差 別の撤廃に関する条約」署名	
1981 (昭 56)	ILO総会「第 156 号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」採択	国が「国内行動計画後期重点目標」策定 「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に改正	
1982 (昭 57)			
1983 (昭 58)		都が婦人問題解決のための新東京 都行動計画「男女の平等と共同参 加へのとうきょうプラン」策定	「多摩市婦人関係行政のあらまし」 発行
1984 (昭 59)	「国連婦人の 10 年」の成果を検討 し評価するための世界会議のため	「国籍法及び戸籍法」改正(父母両 系主義等)	「多摩市婦人問題に関する意識調 査」実施
	の国連アジア太平洋経済社会委員 会(ESCAP)地域政府間準備会議 (東京)	国の家庭科教育に関する検討会議 「今後の家庭科教育の在り方につ いて」提言	「多摩市婦人問題懇談会」の発足
1985 (昭 60)	「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界 会議(第3回世界女性会議)「婦人	「男女雇用機会均等法」制定(勤労 婦人福祉法全面改正)	「多摩市婦人問題懇談会」からの提 言
	の地位向のためのナイロビ将来戦 略」採択	「労働基準法」改正(母性保護措置 の拡充等)	
		「労働者派遣事業法」制定 「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭 61)		国が「婦人問題企画推進本部」拡充	「多摩市婦人行動計画」策定 「たまフェミニストフェスティバル」
		国が「婦人問題企画推進有識者会議」開催	開催
		「第1回男女雇用機会均等月間」実 施 「光敏本派法事業法」数行	
1987		「労働者派遣事業法」施行 国の婦人問題企画推進本部「西暦	「婦人のつどい」開催
(昭 62)		2000 年に向けての新国内行動計画」策定	[++100 - 211
1988 (昭 63)			「たま`88 フェミニストフェスティ バル」開催(以降、毎年開催)

年	世界	国 東京都	多摩市
1989 (平元)		東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして一 その課題と基本的な考え方一」報 告	
1990 (平2)	国連経済社会理事会「婦人の地位 向上のためのナイロビ将来戦略に 関する第 1 回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択		「多摩市婦人問題に関する意識及 び実態調査」実施 「多摩市婦人行動計画市民推進会 議」発足 「たまの女性」創刊
1991 (平3)		都が女性問題解決のための東京都 行動計画「21 世紀へ 男女平等推 進とうきょうプラン」策定 「育児休業法」制定 国の婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計 画」改定	「多摩市婦人行動計画市民推進会 議」報告
1992 (平4)			「多摩市婦人(女性)行動計画改定 市民会議」発足 「多摩市婦人行動計画改定委員 会」発足
1993 (平5)	国連総会で「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」制定・施行	「多摩市婦人(女性)行動計画改定 市民会議」報告
1994 (平6)		国が「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会(政令)」、「男女共同参画推進本部」設置	「女と男がともに生きる行動計画」 策定 「女と男がともに生きる行動計画推 進会議」発足 「多摩市女性問題協議会」設置
1995 (平7)	第4回世界女性会議(北京)「北京 宣言及び行動綱領」採択	国が「ILO第 156 号条約」批准 都が「東京ウィメンズプラザ」開館 「育児休業法」を「育児・介護休業 法」に改正(介護休業制の法制化 等)	「多摩市女性問題協議会」報告 「第4回世界女性会議(北京)」へ参 加する市民と団体へ経費補助
1996 (平8)		国が「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「日本女性会議(うつのみや)」参加 者に対し、経費の一部補助開始
1997 (平9)		国が「男女共同参画審議会(法律)」設置「男女雇用機会均等法」改正(セクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化等)「労働基準法」改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等)「育児・介護休業法」改正(労働者の深夜業制限の制度創設)「介護保険法」制定	「多摩市男女共同参画懇談会」発 足、提言
1998 (平10)		都が男女平等推進のための東京都 行動計画「男女が平等に参画する まち東京プラン」策定	「TAMA女性センター準備委員 会」発足
1999 (平11)		「男女共同参画社会基本法」制定・施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」制 定・施行	「TAMA女性センター準備委員会」報告 ○男女平等推進室の設置 TAMA女性センター開館 「女と男がともに生きる行動計画」 改定委員会、改定幹事会、ワーキングチーム、改定市民検討会設置 男女平等に関する市民及び市職員 意識・実態調査の実施
2000 (平12)	国連特別総会「女性 2000 年会 議」(ニューヨーク) 「ミレニアム開発目標(MDGs)設 定(目標3:ジェンダー*P95 平等推進 と女性の地位向上)	都が「東京都男女平等参画基本条例」制定 「介護保険法」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」 制定・施行	「女と男がともに生きる行動計画」 改定市民会議設置 「女と男がともに生きる行動計画」 改定市民会議より - 改定計画に向 けた38の提案 -

年	世界	国 東京都	多摩市
	「女性・平和・安全保障に関する国 連安保理決議第 1325 号」採択	「ストーカー* ^{P95} 行為等の規制等に 関する法律」制定・施行 国が「男女共同参画基本計画」策 定	TAMA女性センター市民運営委 員会発足
2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定・施行 国が内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置「育児・介護休業法」改正(勤務時間の短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等)	改定版「女と男がともに生きる行動計画」策定
2002 (平14)		都が男女平等参画のための東京都 行動計画「チャンス&サポート東京 プラン 2002」策定	
2003 (平15)		「性同一性障害の性別の取扱いの 特例に関する法律」制定 「次世代育成支援対策推進法」制 定・施行	
2004 (平 16)		「児童虐待の防止等に関する法律」 改正(児童虐待の定義の見直し、 通告義務の範囲の拡大等) 「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」改正(暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者も含める等) 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「育児・介護休業法」改正(対象労働者の拡大等)	
2005 (平17)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (「北京+10」閣僚級会合)(ニュー ヨーク)	国が「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 国が「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「男女平等に関する多摩市民意識 及び実態調査」実施 「男女平等に関する市職員意識及 び実態調査」実施
2006 (平18)		都が「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 「男女雇用機会均等法」改正(間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等) 「東アジア男女共同参画担当大臣会合」(東京)開催	「多摩市男女共同参画社会推進協議会」設置 改定版「女と男がともに生きる行動計画」の中間見直し
2007 (平19)		都が男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2007」策定「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充等)「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008 (平 20)		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」改正(性別変更できる特定の条件の緩和)	
2009 (平 21)		都が「東京都配偶者暴力対策基本 計画」改定 国が「男女共同参画シンボルマー ク」決定 「育児・介護休業法」改正(介護休 暇制度の新設等)	
2010 (平 22)	国連「北京+15」記念会合(ニュー ヨーク)	国が「第3次男女共同参画基本計画」策定	「男女平等・男女共同参画に関する 多摩市民意識及び実態調査」実施 「男女平等・男女共同参画に関する 市職員意識及び実態調査」実施

年	世界	国 東京都	多摩市
		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)憲章」及び「仕事と生活の 調和推進のための行動指針」改定	「多摩市女と男がともに生きる行動 計画改定市民会議」設置
2011 (平 23)	ジェンダー*P95 平等と女性のエンパ ワーメントのための国際機関(UN Women)発足		「女と男がともに生きる行動計画 (素案)」パブリックコメント実施 改定「女と男がともに生きる行動計 画」策定
2012 (平 24)	第 56 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー*P95 平等と女性のエンパワーメント」決 議案採択	都が男女平等参画のための東京都 行動計画「チャンス&サポート東京 プラン 2012」策定 都が「東京都配偶者暴力対策基本 計画」改定 国が「女性の活躍促進による経済 活性化」行動計画」策定	
2013 (平 25)		「若者・女性活躍推進フォーラム」の 開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護に関する法律」を「配偶 者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律」に改正(生活の 基力及び表して、 をともにする交際相いでも 準用) 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する条約の実施に関する 準用) 「国際的な子の奪取の民事よの側面に関する条約の実施に関する (基)制定 国が「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成 「ストーカー**95 行為等の規制等に 関する法律」改正(規制対象行為の 拡大等) 「民法」改正(嫡出子と嫡出でない 子の相続分の同等化)	「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」公布
2014 (平 26)	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー* ^{P5} 平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(ハーグ条約)」署名 国が「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催) 国が「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置「リベンジポルノ被害防止法」制定・施行	「多摩市女と男の平等参画を推進 する条例」施行
2015 (平 27)	国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))「UN Women日本事務所」開設「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」(SDG 's)採択(目標5:ジェンダー* 平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	国が「女性活躍加速のための重点 方針2015」策定(以降、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」制定 国が「第4次男女共同参画基本計 画」策定	「男女平等・男女共同参画に関する 多摩市民意識及び実態調査」実施 「男女平等・男女共同参画に関する 市職員意識及び実態調査」実施
2016 (平 28)	第60回国連婦人の地位委員会 (ニューヨーク) 「G7伊勢・志摩サミット」開催「女性の能力開花のためのG7行動指針」「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	都が「東京都女性活躍推進白書」 策定 「男女雇用機会均等法」改正(妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を新設) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 国が「女性活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正(有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、介護休業の分割取得等)	「女と男がともに生きる行動計画・中間見直し(素案)」パブリックコメント実施 「女と男がともに生きる行動計画 (中間見直し版)」策定

年	世界	国 東京都	多摩市
		「ストーカー*P5 行為等の規制等に 関する法律」改正(規制対象行為の 拡大、罰則の見直し等)	
2017 (平 29)	第61回国連婦人の地位委員会の開催(ニューヨーク)	都が「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 「東京都女性活躍推進計画」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設等) 「刑法」改正(規制対象行為の拡大、非親告罪化等)	
2018 (平30)	第62回国連婦人の地位委員会の開催(ニューヨーク)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定・施行国が「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について〜メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策〜」策定都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定	
2019 (令元)	第63回国連婦人の地位委員会の 開催(ニューヨーク)		
2020 (令2)	第64回国連婦人の地位委員会の開催[北京+25](ニューヨーク)	「改正女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行男女共同参画会議「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」答申「第5次男女共同参画基本計画」決定	「男女平等・男女共同参画に関する 多摩市民意識及び実態調査」実施 「男女平等・男女共同参画に関する 多摩市職員意識及び実態調査」実 施